

■ 1－3－2 エリアの重点化による事業展開

○民間老朽住宅建替支援事業や住宅・建築物耐震改修等補助事業等を全市的に実施する一方で、民間老朽住宅建替支援事業の補助率の優遇や狭い道路拡幅促進整備事業、まちかど広場の整備等については、優先地区においてのみ実施しており、エリアの重点化による事業展開を図っている。

◎：補助要件の緩和・補助率の優遇等		市内全域	優先地区	生野区 南部地区等
		約21,145ha	約1,300ha	約190ha
民間老朽住宅建替 支援事業 (タテカエサポー ティング21)	建替えに向けた相談・アドバイザー派遣	○	○	○
	建替建設費補助	○	○	○
	従前居住者向け家賃補助	○	○	○
住宅・建築物耐震改修等補助事業		○	○	○
建ぺい率緩和と防火規制の強化※		○	○	○
狭い道路拡幅促進整備事業			○	○
まちかど広場の整備			○	○
密集住宅市街地整備のモデル事業の推進				○

※第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の全域並びに準工業地域の一部に適用。ただし、風致地区は除く。